

妻木小学校いじめ防止基本方針

※学校HPにも掲載

令和8年4月1日

はじめに

ここに定める「妻木小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- 「いじめは、見ようと思つて見ないと見つけにくい」

（3）学校としての構え

- 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対応を行い、児童を守る。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に
する教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- 全教職員が一致協力し、組織的な指導体制により対応する。（「いじめ未然防止・対策委員会」）
- いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（1）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

全教育活動を通じて、以下の3点から指導の充実を図る。

- ①児童の自己有用感を高める
- ②児童がめあてをもち、目的的な生活をつくろうとする意識を高める
- ③児童相互の共感的な人間関係を育成する

(2) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる」授業，主体性を育成する指導）

- 全ての児童が「分かった・できた」という達成感を味わえるよう日々の授業を充実する。
～「1時間1課題で進める授業」「教科の本質（見方・考え方）を大切にした授業」
- 児童がいじめや暴力，差別や偏見等を見逃さず，自主的・主体的に学級の諸問題の解決に取り組む指導を充実させる。
- 全ての児童がよさを認め合い，自己存在感を味わえる学級経営を充実する。その中で，仲間とかかわり，望ましい人間関係をつくることができるよう活動を工夫する。
- 「学級・学校に居場所がある」ことが感じられるよう心の成長を支える教育相談に努める。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- 互いに思いやりの心をもって生きるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実させ，差別や偏見を許さない人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- 全教職員が，かけがえのない自他の生命の大切さや人を傷つける言動が絶対許されないことについて，具体的な場面で繰り返し指導する。
- 様々な人とかかわり合いを通して，他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう，地域の活動を充実させる。幅広い世代の人との交流や自然や生き物との触れ合い等，心に響く豊かな体験活動を充実する。
- 児童一人一人に，命を大切にする心・自律の心・他を思いやる心・確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷やインターネット上のトラブル，SNSの使い方について，具体的事例をもとに発達段階に応じた指導を充実する。
- これらの情報機器の取扱いに関して，教職員及び保護者の間で共通理解を図り，啓発や情報モラル教育等についての指導を進める。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査の実施を含めた的確な情報収集，校内連携体制の充実

- いじめの未然防止，早期発見・早期対応ができるよう，日常的な声かけ，生活ノート（日記）やチェックシートの活用，定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等，多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努める。
- 学級担任や養護教諭・学習支援員等，全教職員が些細なサインも見逃さない情報交換を日常的に行い，いじめの認知に関する意識を高める。
- つかんだ情報を多面的に分析し，指導や対応を進めるとともに，スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし，協力体制を整える。
- 年間3回の「心のアンケート」等の実施や「いじめ未然防止・対策委員会」（「**4** いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）での情報交流を通して他機関との連携・対応を検討する。

(2) 教育相談の充実

- 教職員は，受容的・共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にし，教育相談を進める。特に，問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう日頃から児童理解に努める。

- いじめの認知については、「大丈夫だろう」「いじめではない」と安易に考えず、どのような問題でも早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- 生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任・養護教諭・学習支援員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を理解した上で協力し、スクールカウンセラー・スクール相談員・保護者や関係機関等と積極的に連携を図り、組織的に対応する。

(3) 教職員の研修の充実

- 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修等、計画的に研修を進める。
- 自校を問わず、いじめがあった際にはその事案から生きた教訓を学ぶなど、日常的に職員研修や対応マニュアルの見直し等を行い、教職員一人一人が早期発見・早期対応はもちろん未然防止に取り組むことができるよう研修を進める。

(4) 保護者との連携

- いじめの事実が確認された際には、いじめた側・いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、解決に向けた指導を親身になって行う。児童の今後に向けて、一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- いじめた側の児童にはいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止めさせ、いじめた児童自身が自らの行為を十分に反省する中で謝罪を含めた指導を進める。
- いじめの問題がこじれることがないよう、事実をもとに保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たる。

(5) 関係機関等との連携

- 諸問題を学校だけで抱え込まず、日頃から教育委員会や警察・子ども相談センター・民生児童委員・学校運営協議会員等とのネットワークを大切に、早期発見・早期解決・未然防止に向けた情報連携と行動連携に努める。
- インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長，教頭，◎生徒指導主事，学年主任，教育相談主任，養護教諭

学校職員以外（必要に応じて）：保護者代表，学校運営協議会員，スクールカウンセラー，主任児童委員，土岐市教育委員会 等

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・職員研修会の実施（「学校いじめ防止基本方針」（以下：「方針」），前年度の実態と対応 等） ・PTA総会で「方針」の説明と協力要請，文書の配付や学校HP等の掲載による周知 ・学校運営協議会①で「方針」の説明	「方針」の確認と周知
5月	・児童向け「情報モラル教育」① ・「心のアンケート」①と教育相談の実施	
6月	・学校運営協議会②	
7月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組）	県いじめ調査① 夏季休業中の指導
8月	・職員研修（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）	
9月	・「ひびきあい」アンケート	
10月	・学校運営協議会③ ・「心のアンケート」②と教育相談の実施	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組 ・児童向け「情報モラル教育」②	ひびきあい活動週間
12月	・ひびきあい集会 ・教職員の学校評価（結果の集計と次年度に向けて）	県いじめ調査② 個別懇談の活用 冬季休業中の指導
1月	・職員会（2学期末までの取組の振り返り） ・「心のアンケート」③と教育相談の実施	
2月	・学校運営協議会④（学校評価の公表）	
3月	・教職員による次年度の取組計画（引き継ぎ）	県いじめ調査③(国の調査を兼ねる)
通年	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（適宜） ・打合せ及び職員会で児童の様子交流	

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- 問題発生時は，「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集保護者との連携等役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら速やかに情報共有し，組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- いじめの情報が確認できた疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある児童の気持ちに寄り添い安全を確保しつつ迅速に組織的に対応する。
- いじめに関する事実が認められた場合には，教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し家庭と連携しながら児童への指導に当たる。

- いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携して児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- いじめた側の児童に対しては、「いじめは許されない」ことを自覚させるとともにいじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め保護者との連携を取りながら謝罪の指導を行う中で、自らの行為を反省する指導に努める。

〔大まかな対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（２）「重大事態」への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ☑ 教育委員会へ速やかに報告する（第一報）。
- ☑ 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ☑ 上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ☑ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

（３）いじめの解消

次の２つの要件が満たされることをもって、「いじめが解消している」とこととする。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも３か月以上止んでいること。
- ② 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じないと認められること。

7 学校評価における留意事項

いじめを学校で隠ぺいせず、いじめの実態把握及び適切な指導等について改善を進めるために、学校の取組に対する学校評価を次の２点から行う。

- ① いじめの未然防止・早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い（主に重大事態発生時の資料について）

個人調査（アンケート等）について

- ① 児童への指導を継続させる必要が生じる場合もある。また、いじめ問題が重大な事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケートの原本等の一次資料が重要となる。アンケート調査等の資料については、最低でも卒業時まで保存し、必要に応じて中学校へ引き継ぐ。
- ② 重大事態発生時のアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同じように保存期間を卒業後5年とする。
- ③ 重大事態発生時のアンケート等、調査資料の保管場所は校長室とし、生徒指導主事を担当者とする。担当者が転勤などにより代わる場合は確実に引き継ぎを行うこととする。

（補足）

重大事態発生時の資料は、PDFデータ化し、パスワードを付けて①サーバーのフォルダ内に、②HDDにデータを記録し校長室に、それぞれ保管する。
担当者は生徒指導主事とし、担当者が転勤などにより代わる場合は確実に引き継ぎを行うこととする。